株 主 各 位

埼玉県熊谷市弥藤吾578番地 株式会社 リ ー ド 取締役社長 岩 崎 元 治

第90回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご通知 申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第90回 定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト トップページ (http://www.lead.co. ip/)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) (https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show) ※当社名または証券コード(6982)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

ご出席に代えて、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の『株主総会参考書類』をご検討くださいまして、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日 時** 2023年6月29日(木曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)

2. 場所埼玉県熊谷市弥藤吾578番地株式会社リード 本社会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議目的事項

報告事項 第90期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の割当ての ための報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

次ページに記載されております「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに賛否をご入力ください。

- ※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱い致します。
- ※ インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議 決権行使としてお取扱い致します。

5. 招集に当たっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして 取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

当日ご出席の際は、本状ご持参のうえお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対致します。 会場入り口付近に株主様のための消毒液を設置致します。また、ご来場の株主様で体 調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをしてご入場をお控えいただ くことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理 解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ホームページ にてお知らせ致します。

http://www.lead.co.jp

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net/

- 2. 議決権行使の方法について
 - (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できますので、画面の案内に従って替否をご入力ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って替否をご入力ください。

- 3. 議決権行使のお取扱いについて
 - (1) 議決権の行使期限は、2023年6月28日(水曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願い致します。
 - (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる ものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。また、インターネットによって複数回数、 またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行なわれたも のを有効な議決権行使としてお取扱い致します。
 - (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
 - (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。 印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00~21:00)

事 業 報 告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

「経済の概要]

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果もあって、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつあります。ただし、半導体をはじめとした部品・原材料の供給不足や、ウクライナ情勢などに伴う急激な円安の進行、原材料価格高騰等、いまだ先行き不透明な状況にあります。

当社の売上高に大きな影響を与える株式会社SUBARUの世界生産台数は前年度に比較し20.3%増加、国内販売台数も同14.7%増加し、輸出台数も同26.5%増加となりました。

[業績の状況]

このような経済環境の中で当事業年度の売上高は、自動車用部品部門において、半導体供給不足の影響が当初計画に比べ緩和され、受注が増加したことや、原材料価格高騰に対する適正な価格転嫁対応も 泰功し、5.021百万円(前期比26.7%増)となりました。

損益面につきましては、原材料価格や電気料の上昇等圧迫要因があった半面、人員配置の適正化や物流コストの効率運用等、生産性の改善が大きく寄与したことに加え、適正な価格転嫁対応も奏功し、営業利益は140百万円(前期は営業損失268百万円)となりました。

営業外収益は受取利息及び配当金22百万円、受取賃貸料39百万円、助成金収入45百万円等により121百万円、営業外費用は支払利息45百万円、賃貸費用11百万円等により56百万円を計上し、経常利益は205百万円(前期は経常損失142百万円)となりました。特別利益は投資信託を売却し投資有価証券売却益12百万円を計上しました。また、法人税、住民税及び事業税32百万円を計上した結果、当期純利益は184百万円(前期は当期純損失188百万円)となりました。

セグメント別の業績については、次のとおりであります。

①自動車用部品

当セグメントの売上高は、半導体供給不足の影響が徐々に緩和され、受注が増加したことや、原材料価格高騰に対する適正な価格転嫁対応も奏功し、4,563百万円(前期比28.0%増)となりました。

損益面につきましては、原材料価格や電気料の高騰があったものの、人員配置の適正化や物流コストの効率運用等、生産性が改善したことに加え、適正な価格転嫁対応も奏功し、セグメント利益(経常利益)は、170百万円(前期はセグメント損失(経常損失)158百万円)となりました。

②自社製品

当セグメント全体の売上高は、457百万円(前期比14.8%増)となりました。内訳としては、電子機器部門が新規先や既存先に対する営業強化やカタログ品の価格改定等が奏功し171百万円(前期比7.2%増)となりました。

また、駐輪部門においても、複数の大型の官公庁や駅等の工事を伴う案件が成約したことから、売上高は286百万円(前期比19.9%増)となりました。

損益面につきましては、セグメント利益(経常利益)は7百万円(前年同期はセグメント損失(経常損失)14百万円(内電子機器部門はセグメント損失(経常損失)2百万円(前期はセグメント損失(経常損失)27百万円)、駐輪部門はセグメント利益(経常利益)10百万円(前期はセグメント利益(経常利益)13百万円)))と、自社製品部門においても黒字化致しました。

③賃貸不動産

賃貸不動産のセグメント利益(経常利益)は、賃料改定により、27百万円(前期比8.9%減)となりました。なお、収益及び費用は営業外に計上しております。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は225百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

①当期中に完成した主要設備

 本社工場
 工具器具及び備品
 金型及び治具
 自動車用部品部門

 本社工場
 機械及び装置
 塗装設備
 自動車用部品部門

 本社工場
 建設仮勘定
 型
 自動車用部品部門

②当期中において継続中の主要設備

本社工場 リース資産(有形) 塗装設備 自動車用部品部門 本社工場 建設仮勘定 金 型 自動車用部品部門

(3) 資金調達の状況

当期は経常的な資金調達のみで、増資、社債発行等による資金調達は行なっておりません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はございません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はございません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はございません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、緩やかに持ち直しつつあるものの、当社の売上高の大半を占める自動車部品業界においては、自動車メーカーのグローバル化による生産拠点の海外展開や部品の共通化・系列崩壊による競争激化や、半導体をはじめとした部品・原材料の供給不足に伴う自動車減産の影響に加え、ウクライナ情勢等による原材料価格の高騰等、 先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境及び状況を踏まえ対処すべき事項は、いかなる環境変化の中においても安定した利益が上げられる収益構造を構築することにあります。そのため自動車部品事業においては、新規受注を拡大するための積極的かつ戦略的な営業活動を展開すること及び人員配置の更なる適正化、徹底した生産性追求・主要経費の予算管理の実践により収益構造の改革を図ることが重要な課題となります。併せて、信頼性のある品質の確保及び2022年9月に特許取得したアニールレス技術等の開発技術力の強化も欠かせない課題となります。

また、自社製品部門においては、電子機器事業では、継続的な受注につながる取引先の新規開拓や既存先の取引拡大に注力する等、引続き営業体制の強化により売上の増強を図ると共に、原価管理の強化や生産性の向上により事業構造を再構築し収益性を高めることが重要な課題となります。更に駐輪事業においては、今後も駐輪製品の企画開発から設計、製造、販売・設置、メンテナンスまで社内で一貫して担う体制を活かすと共に、他社差別化につながる電動キックボードや移動型ワイヤレス給電スタンドの開発等、より収益性の高いビジネスモデルとすることが重要となります。

工場設備の資産管理においては、従前、火災及び雪害により多額の損失が生じたことを踏まえ、設備 点検の強化による災害への十分な備えを施すこと及び労働災害防止に向けた安全ルールの遵守・安全作 業の徹底を図ることが重要となります。

また、現下の雇用環境に鑑み人財の確保及び「低価格・高品質製品」の創出と「業界トップレベルのセールス」を実践できる人財の育成も課題となります。

更には、内部統制システムを適切に整備・運用し強固なガバナンス体制を構築すると共に、品質及び環境保全マネジメントシステムの運用展開を強化し、企業価値の向上とステークホルダーからの信頼性の確保に努めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区	分	年 度	2019年度 (第87期)	2020年度 (第88期)	2021年度 (第89期)	2022年度 当 期 (第90期)
売	上	高(百万円)	6, 444	4, 748	3, 964	5, 021
当期純和	刊益または当期純	損失(△)(百万円)	112	△123	△188	184
1株当た!	り当期純利益または1	株当たり当期純損失(△) (円)	43. 76	△47. 88	△73. 1	71.87
純	資	産(百万円)	2, 741	2, 641	2, 395	2, 599

- (注1) △印は、損失を示します。 (注2) 第89期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し ており、第89期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記 載しております。
- (10) 重要な親会社及び子会社の状況 特に記載する事項はありません。

(11) 主要な事業内容並びに営業所及び工場

名 称	所 在 地	主要な事業内容					
本社・工場	埼玉県熊谷市弥藤吾	自動車用部品、自社製品、その他の製造販売					
西野工場	埼玉県熊谷市上江袋	自動車用部品の樹脂成形加工					
関東営業所	埼玉県熊谷市下奈良	自社製品の販売(電子機器関連ラック・ケース)					
東京営業所 東京都台東区東上野 自社製品の販売(自転車駐車設備)							

(12) 従業員の状況

区 5	従	業	員	数	前期末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
合計または平均	J		17	7名	2名減			41.	7歳	17.4年

(13) 主な借入先の状況

		借			フ	_			先			借	入	金	残	高	
株	式	会	社	埼	Ξ	E	り	そ	な	銀	行				94	9, 208千日	円
株	式	会	社	商	I.	組	合	中	央	金	庫				60	3,880	
株	式	숲	社	日	本	政	策	金	融	公	庫				40	0,000	
埼		玉	県	系	信	İ	月	1	金		庫				38	1,673	
株	式		숲	社	J	(+	=	1	銀	行				30	6, 920	
三	井	住	友	信	託	銀	行	株	式	숲	社				27	5, 219	
株	Ī	t	숲	Ż	±	群		馬	釗	艮	行				23	5, 307	
株	Ī	t	숲	į.	±	l		ま	ŧ	2	6				3	5, 530	

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

5,000,000株

(2) 発行済株式の総数

2,572,590株(自己株式60,370株を除く。)

(3) 株主数

2,076名

(4) 大株主

	株			主		名			持 株 数	持株比率
岩		崎			元			治	303, 403株	11.79%
株	式 会	社	ア	イ・	ティ		シ	_	175, 164	6. 81
IJ	_	ド	共	栄	投	貨	ŧ	会	158, 727	6. 17
株	式 会	社	埼	玉) そ	な	銀	行	125, 900	4. 89
埼	玉	興	業	株	式	숲	24	社	86, 400	3. 36
岩		崎			和			子	43, 600	1.69
株	式会	社 S 1	3 I	ネオ	トレ	— }	ぎ証	E 券	36, 200	1. 41
J.	P. MO	RGA	N S	E C U	RITI	E S	Р	LC	36, 100	1. 40
株	式	会	社	S	В І	Ī	証	券	31, 847	1. 24
有	限	会	社	原	口 製	į 1	作	所	31,600	1. 23

⁽注) 持株比率は、自己株式 (60,370株) を控除して計算しております。

⁽⁵⁾ その他株式に関する重要な事項 該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況				
代表取締役社長	岩崎元治					
常務取締役	染 谷 節 美	自動車部品事業部 事業部長、営業部・品質保証部担当				
取 締 役	芝﨑茂治	自動車部品事業部 副事業部長、製造部・技術部担当				
取 締 役	田口英美	総務部長				
取 締 役	笹生光弘	LB事業部 事業部長				
取 締 役 (監査等委員) (常勤)	田中清貴					
取締役(監査等委員)	西田政隆	税理士法人西田経理事務所 社員				
取締役 (監査等委員)	齋 藤 勝 則	齋藤司法書士事務所 所長				

- (注) 1 監査等委員である取締役田中清貴氏、西田政隆氏、及び齋藤勝則氏は社外取締役であります。 なお3氏は㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 2 監査等委員である取締役西田政隆氏は税理士及び行政書士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3 当社は監査等委員会に常勤の監査等委員を置いていますが、その理由は監査等委員会が無機能化するリスクを回避し、監査の実効性を確保するためであります。
 - 4 当社は執行役員制度を導入しており、現在の執行役員は自動車部品事業部営業部長新井茂氏、 自動車部品事業部製造部長野村武司氏、自動車部品事業部品質保証部長島田淳氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な渦失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社では役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。その内容は下記のとおりです。

①被保険者の範囲

当社の会社法上の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員です。

②保険契約の内容の概要

補償地域は全世界、保険期間は2023年3月15日から2024年3月15日です。

補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または 第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、訴 訟費用)を補償対象としております。

その他、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が 発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としてお ります。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険契約では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為

- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 取締役の報酬等

- ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項 (ア)基本方針
 - ・業績、経営内容、経済情勢及び当社の成長力等を考慮した報酬水準とする。
 - ・各役員の職位、役割及び職責に相応しい水準とする。
 - ・客観性、透明性を図るため、監査等委員会の助言も踏まえ決定する。

(イ)報酬体系

- ・各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は固定の基本報酬のみとし、毎月一定額を 支給する。
- ・月額支給額は毎年6月に見直しを実施する。 ただし、業績動向等に応じ、期中の見直しを可とする。
- (ウ)基本報酬額の算定・決定方法
 - ・2015年6月26日開催の定時株主総会において、月額7,000千円以内と決議。(同総会後の取締 役の員数4名)
 - ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の決定方法は、上記限度内において、 取締役会の一任を受けた代表取締役社長岩崎元治が、下記を勘案し決定する。
 - 各取締役の職位や職務執行に対する評価
 - ・企業業績、経営内容、経済情勢及び今後の成長性
 - ・客観性、透明性を図るため、監査等委員会の助言も踏まえ決定する。
- ②当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬が当該方針に沿う ものであると取締役会が判断した理由

上記決定方針は、2021年1月29日及び2022年11月29日開催の取締役会にて全会一致で決議致しております。当事業年度における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の決定方法は、2022年6月29日開催の取締役会で、前記株主総会により決定した限度額内において、一任を受けた代表取締役社長岩崎元治が各取締役の職位や職務執行に対する評価、企業業績、経営内容、経済情勢及び今後の成長性も踏まえ決定致しております。なお、委任された権限が適切に行使されるため、監査等委員会の助言を踏まえたうえで最終決定致しております。

取締役会は、各取締役の活動状況を一番よく把握しているのは、代表取締役社長であり、かつ監査等委員会の助言も踏まえ、客観性、透明性が図れることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

- (ご参考)変更予定の「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の 決定方針 について
 - ※当社では、第90回定時株主総会第6号議案のご承認を前提として、「取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定方針」を下記のとおり一部変更する ことを予定しております。

「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定方針]

(ア)基本方針

- ・業績、経営内容、経済情勢及び当社の成長力等を考慮した報酬水準とする。
- 各役員の職位、役割及び職責に相応しい水準とする。
- ・非金銭報酬に関しては、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを狙いとする。
- ・客観性、透明性を図るため、監査等委員会の助言も踏まえ決定する。

(イ)報酬体系

〈基本報酬〉

- 基本報酬は、毎月一定額を支給する。
- ・月額支給額は毎年6月に見直しを実施する。 ただし、業績動向等に応じ、期中の見直しを可とする。
- 〈非金銭報酬〉
- 讓渡制限付株式報酬。
- ・発行決議(取締役会)後1カ月以内に割当(原則年1回以内)。

(ウ)報酬額の算定・決定方法

- ・基本報酬は、2015年6月26日開催の定時株主総会において、月額7,000千円以内と決議。(同総会後の取締役の員数4名)
- ・非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)は、2023年6月29日開催の定時株主総会において 年額30,000千円以内と決議(予定)。(同総会後の取締役の員数5名(予定))
- ・各取締役の報酬額の決定方法は、上記限度内において、取締役会の一任を受けた代表取締役社 長岩崎元治が、下記を勘案し決定する。
 - 各取締役の職位や職務執行に対する評価
 - ・企業業績、経営内容、経済情勢及び今後の成長性
- ・客観性、透明性を図るため、監査等委員会の助言も踏まえ決定する。

③監査等委員である取締役の報酬額

- ・2015年6月26日開催の定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議。(同総会後の監査 等委員である取締役の員数(3名(うち社外取締役3名))
- ・各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員の協議により決定する。
- ・当事業年度の報酬月額は、2022年6月29日開催の監査等委員会において、監査等委員全員の 協議により決定しております。

④取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬	対象となる			
► □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	和助寺の総領	基本報酬	業績連動報酬等 非金銭報酬等		役員の員数	
取締役(監査等委員を除く)	21,000千円	21,000千円	_		5名	
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	11,400千円 (11,400千円)	11,400千円 (11,400千円)	_	_	3名 (3名)	

⁽注) 1 上記の報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役(3名)の使用人給与相当額として、21,600 千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先と当社との 関係	当社での主な活動・行なった職務の概要
取締役(監査等委員)	田中清貴	_	当期開催の取締役会(17回)と監査等委員会(16回)の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、取締役会における重要事項決定に関し、事前協議や議決権の行使を通じ、経営全般を監督した他、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬決定に際する助言や、業績低迷先等に対する具体的なリスク管理手法、低採算受注先の改善に向けた助言等も行なっております。また、会計監査人や内部監査室とよく連携し、有効性や効率性の高い監査を実施致しております。
取締役(監査等委員)	西田政隆	税理士法人西田経 理事務所の社員で あり、当社との取 引関係はありませ ん。	当期開催の取締役会(17回)と監査等委員会(16回)の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、取締役会における重要事項決定に関し、議決権の行使を通じ、経営全般を監督した他、税理士としての知見を活かした財務・会計面での助言・監視や、内部統制システムの運用状況に対する具体的なヒアリングによる監督・牽制機能を発揮致しております。
取締役 (監査等委員)	齋藤勝則	齋藤司法書士事務 所の所長であり、 当社との取引関係 はありません。	当期開催の取締役会(17回)と監査等委員会(16回)の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。 また、取締役会における重要事項決定に関し、議決権の行使を通じ、経営全般を監督した他、職務経験で培われた知見を活かしつつ、業務効率面での提言や取引先の業況変化に対する留意事項・保全措置の助言等を行なっております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

- (注) Moore至誠監査法人は、2022年7月1日付のきさらぎ監査法人との合併に伴い「Mooreみらい監査法人」に名称を変更しました。
- (2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する限度額の範囲内であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬		21, 6	00千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		21, 6	00千円

- (注)1 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠 及び他社水準等において適切であるかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行なっています。
 - 2 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
- (4) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、 監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査等委 員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した 旨及び解任の理由を報告致します。なお、監査等委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しま して、再任若しくは不再任の決定を行ないます。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保 するための体制

当社は、2006年5月25日の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めており、その後一部改訂致しました。

この基本方針に基づき、業務の適正を確保していくと共に、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行ない、継続的な改善を図ってまいります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ)当社は法令及び定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、その推進については、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する具体策や問題点が発生した場合の再発防止策の協議、情報交換、連絡等を行なう。(ロ)コンプライアンス委員会事務局は、毎月定例的に開催している職場内研修の事例提供、指導を行ないその徹底を図る。
 - (ハ) コンプライアンスに関する問題または重大な労働災害事故が発生した場合には、担当役員は、 その内容・対処策・再発防止策を適時に取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - (二) 内部通報制度として内部通報規程を定め、コンプライアンスに反する行為等について従業員が直接情報提供を行なう体制を整備すると共に、通報者に不利益が生じないことを規程に定める。 (ホ) 市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持た
 - (ホ) 市民生活に脅威を与える反往会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求に対しては、警察等外部の専門機関と緊密な関係のもと、取締役社長以下関係部署が連携し、組織全体で対応する。

- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書」 という。)に記録し、保存する。
 - (ロ) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (ハ) 文書管理規程を制定または改定する場合には、取締役会及び監査等委員会の承認を得るものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ)会社におけるリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的として、リスク管理規程を定め、全業務執行取締役・常勤の監査等委員・全執行役員及び部室長を構成員とするリスク管理委員会を設置する。
 - (ロ)会社に緊急事態が発生した際の対応として、緊急事態リスク管理規程を定め、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
 - (ハ) 個々のリスクに対しては、それぞれの担当部署を定めリスク管理体制を構築すると共に、各担当部署にて規則・マニュアル等を作成・配付・研修等を行なう。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (イ) 定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令及び定款に定める 事項並びに経営の基本方針等重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行なう。
 - (ロ) 取締役会の機能を強化し経営効率を高めるため、全業務執行取締役・常勤の監査等委員及び 全執行役員による業務役員会を毎月一回の定例開催のほか必要に応じて適宜開催し、会社経営に 関する重要事項並びに取締役会より委任された事項を審議する。
 - (ハ) 取締役会及び業務役員会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程にて職務権限・責任を明確にし、執行状況については取締役会にて各担当役員より報告すると共に各部門ごとの目標管理報告会(毎月一回開催、全業務執行取締役・常勤の監査等委員・全執行役員及び各部管理職による。)にて進捗状況の管理・指導を行なう。
 - (二) 内部統制システムのモニタリング機能として、内部統制システム委員会を設置し、委員会は毎月一回の定例開催のほか必要に応じて適宜開催し、内部統制システムの構築・運用状況を評価する。
- ⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の業務執行取締役からの 独立性並びにその使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (イ) 監査等委員会の職務の補助及び財務報告内部統制並びに内部統制システムのモニタリング機能として、内部監査室を設置する。
 - (ロ) 監査等委員会は、内部監査室員に対して監査等委員会の職務の補助を命ずることができるが、 内部監査室員は監査等委員会の職務に該当しない場合を除き、監査等委員会の指揮・命令に服す るものとする。
 - (ハ) 内部監査室員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (二)業務執行取締役・執行役員及び社員は、内部監査室員の業務執行に対して不当な制約等を行なうことにより、その独立性を阻害することのないよう内部監査規程に定める。
- ⑥業務執行取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに当該報告をした者が不利益 な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ)業務執行取締役が他の取締役の法令または定款に違反する行為若しくは不正の行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
 - (ロ)業務執行取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。

- (ハ)業務執行取締役及び使用人は、監査等委員会または監査等委員の意見・求めに対しては適時 且つ適切に対応するほか、必要な報告を監査等委員会または監査等委員に対して行なう。
- (二) 監査等委員会に必要な報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、人事異動・人事評価等を含め不利益な処遇を一切行なわないものとする。
- ⑦その他監査等委員または監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制並び に監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理の方針に関する事項
 - (イ) 取締役社長は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分に認識し、定期的な意見 交換会を設けると共に、自らの職責として監査の環境整備に努めるものとする。
 - (ロ) 常勤の監査等委員は、取締役会・業務役員会はもとよりコンプライアンス委員会・目標管理報告会・情報連絡会等の社内の重要な会議等に出席し、重要な意思決定過程及び業務執行状況を把握すると共に、知り得た情報を他の監査等委員と共有するよう努めるものとする。
 - (ハ) 監査等委員が監査の実施のために弁護士、その他の社外の専門家に対して助言を求める、または鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、これを拒むことはできないものとする。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保 するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム基本方針」に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は「コンプライアンス委員会」を毎月一回開催し、法令・定款・社内規程等の遵守状況を検討したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しています。また、「内部統制システム基本方針」への対応として、「内部統制システム委員会」を設置し、委員会を毎月一回の定例開催のほか、必要に応じて適宜開催し、内部統制システムの整備及び運用状況の評価並びに改善施策の検討を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しています。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成し、毎月一回の定例開催のほか、必要に応じて適宜開催し、法令・定款等に定められた事項や経営の基本方針等重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督しています。また、取締役会の機能強化と経営効率を高めるため常勤役員を構成員とする業務役員会を設置し、会社経営に関する重要事項並びに取締役会からの委任事項を審議しています。その他、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しています。

内部監査室は、財務報告内部統制監査の実施及び監査等委員会職務の補助のほか、「内部統制システム委員会」の構成員として、法令・定款・社内規程等の遵守状況について監視し、その結果及び改善状況を業務役員会・監査等委員会・内部統制システム委員会に報告しています。

監査等委員会は、監査計画を策定し、毎月一回の定例の委員会のほか、適宜委員会を開催し、各 監査等委員の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は、取締役会に対して提言を行なっています。更に、監査等委員は、取締役会に出席し決議に参加すると共に、業務執行取締役その他の使用人と対話を行ない、内部監査室及び会計監査人と連携し、業務執行取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しています。また、常勤の監査等委員は、主要な稟議書等の回付を受け、業務執行取締役及び使用人の職務執行状況を監査すると共に、業務役員会・コンプライアンス委員会・内部統制システム委員会・目標管理報告会及び情報連絡会等の重要な会議等に出席し、必要に応じて意見を述べています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については 特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当に対する基本方針は、年度業績を基準として配当性向を当面20%、中長期的には30% を指標とします。

各期の配当額については、利益水準及び内部留保の状況等を勘案し決定します。また、配当回数については、3月31日を基準日として年1回とします。

— 15 —

⁽注)本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	並(2023年3)		如 如
	部		部
科目	金額	科目	金 額
流動資産	3, 239, 106	流動負債	2, 755, 138
現金及び預金	1, 578, 062	支 払 手 形	39, 462
受 取 手 形	36, 487	買掛金	344, 718
電子記録債権	406, 335	短期借入金	1, 337, 297
売 掛 金	586, 077	リース債務	96, 825
製品	76, 995	未 払 金	655, 874
仕 掛 品	29, 545	未払法人税等	38, 438
原材料及び貯蔵品	196, 428	未 払 消 費 税 等	68, 387
前払費用	15, 390	前 受 収 益	1,616
そ の 他	313, 893	役員及び従業員に対する短期債務	70, 368
貸倒引当金	△110	賞与引当金	65, 000
固定資産	4, 938, 506	設備関係支払手形	29, 254
有形固定資産	4, 133, 574	その他	7, 893
建物	1, 376, 820	固定負債	2, 822, 639
構築物	36, 915	長期借入金	1, 850, 440
機械及び装置	454, 201	リース債務	314, 058
車両及び運搬具	6, 975	繰延税金負債	107, 735
工具器具及び備品	237, 906	再評価に係る繰延税金負債	427, 256
土地	1, 657, 869	長期前受金	7, 306
リース資産	345, 178	退職給付引当金	61, 647
建 設 仮 勘 定 無形固定資産	17, 707	資産除去債務 その他	50, 765
一 ボ が 回 正 貝 性	2, 237 917	負債合計	3, 430 5, 577, 777
リース資産	1, 320		<u>3,377,777</u> の 部
投資その他の資産	802, 694	株主資本	1, 380, 903
投資有価証券	731, 332	資 本 金	658, 240
出資金	10, 520	資本剰余金	211, 245
破産更生債権等	2, 717	資本準備金	211, 245
その他	60, 834	利益剰余金	543, 165
貸倒引当金	$\triangle 2,710$	その他利益剰余金	543, 165
		繰越利益剰余金	543, 165
		自己株式	△31, 746
		評価・換算差額等	1, 218, 931
		その他有価証券評価差額金	245, 347
		土地再評価差額金	973, 583
		純 資 産 合 計	2, 599, 834
資 産 合 計	8, 177, 612	負債・純資産合計	8, 177, 612

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円) 科 目 金 額 上 売 高 5.021.364 売 上 原 4, 304, 374 価 売 上 716, 990 総 利 益 販売費及び一般管理費 576, 126 営 業 利 益 140,863 営 外 収 益 受取利息及び配 当 金 22,869 受 取 賃 貸 39, 754 料 助 成 金 収 入 45, 455 その他の営業外収益 13, 179 121, 259 営 業 外 費 用 支 払 利 息 45, 497 賃 貸 費 用 11, 268 56, 766 経 常 利 益 205, 357 特 別 利 益 投資有価証券売却益 12,481 12,481 損 特 別 失 固 資 産 却 808 808 定 除 損 税 引 前 当 期 益 217, 030 純 利 法人税、住民税及び事業税 32, 147 法 税 等 調 整 32, 132 額 $\triangle 15$ 益 当 期 純 利 184, 898

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで) (単位:千円)

	株主資本								
		資本剰余金	利益剰余金						
	資本金	資本	その他利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計				
		準備金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	658, 240	211, 245	371, 129	△31, 746	1, 208, 868				
当期変動額									
剰余金の配当			△12, 862		△12, 862				
当期純利益			184, 898		184, 898				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	172, 035		172, 035				
当期末残高	658, 240	211, 245	543, 165	△31, 746	1, 380, 903				

	i	評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	213, 525	973, 583	1, 187, 109	2, 395, 977	
当期変動額					
剰余金の配当				△12, 862	
当期純利益				184, 898	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	31, 821	_	31, 821	31, 821	
当期変動額合計	31, 821	_	31, 821	203, 857	
当期末残高	245, 347	973, 583	1, 218, 931	2, 599, 834	

個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売

却原価は、移動平均法により算定)。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法。

② 棚旬資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下

による簿価切下げの方法により算定)。

原 材 料 ・ 貯 蔵 品 …… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下 による簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産 …… 工具器具備品のうち金型 定額法。

(リース資産を除く) その他の有形固定資産 定率法。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並び に2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について は、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年~31年

機 械 装 置 9年

金 型 2年

少額減価償却資産

取得価額が、10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却。

② 無形固定資産 …… 定額法。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期

間(5年)に基づく定額法。

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業 年度に見合う分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金は定年まで当社に継続勤務する従業員の退職給付に備えるため、当事業年度 末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法 については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については翌事業年度に一括費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 自動車用部品

当社では、主として日本の顧客に対して、自動車用部品の製造及び販売を行なっております。 自動車用部品の製造及び販売については、製品の引渡しを履行義務として識別しております。 自動車用部品の販売においては、顧客に引渡しが完了した時点で履行義務が充足されるものの、 製品出荷時点と重要な差異はないため、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

部品製造用の金型の設計及び製造委託については、履行義務に一定期間の金型の維持管理作業を含み、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しているため、金型の維持管理期間に基づき収益を認識しております。

有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

有償支給取引については、支給材の譲渡に係る収益は認識しておりません。ただし、支給した棚卸資産の消滅は認識しております。

② 自社製品

当社では、電子機器部門において、主として日本の顧客に対して、アンプケース、ラックなどの電子機器製品の製造及び販売を行なっております。また、駐輪部門において、自転車駐車設備の製造及び販売、設置工事、保守及び補修、並びに駐輪場の経営を行なっております。

電子機器部門及び駐輪部門については、製品の引渡しを履行義務として識別しております。両 事業においては、顧客に引渡しが完了した時点で履行義務が充足されるものの、製品出荷時点と 重要な差異はないため、当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、駐輪部門のうち設置工事においては、工事の検収を履行義務と識別しており、顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、保守及び補修においては、日常的な維持管理サービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間に基づき収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記 該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(情報通信機ラック等の評価)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に 係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(単位:千円)

対象品目	科目名	金額
情報通信機ラック等	製品	36, 414
情報 地位 (機 ノック 守	原材料及び貯蔵品	16, 458

営業循環過程から外れた滯留品について、一定の期間を超える場合、規則的に帳簿価額を切り下げる方法によっております。滯留を判定する期間及び切り下げの割合は、以下のとおり、将来の販売見込みに基づき決定しております。

対象品目	評価方法
情報通信機ラック等に係る製品 (受注済みカスタム品を除く)	最終仕入または最終生産から経過した年数が1年以上2 年未満の場合は20%切り下げ。 2年以上3年未満の場合は50%切り下げ。 3年以上の場合は1円の備忘価額まで切り下げ。
情報通信機ラック等に係る原材料	最終仕入から経過した年数が1年以上2年未満の場合は 20%切り下げ。 2年以上3年未満の場合は50%切り下げ。 3年以上の場合は1円の備忘価額まで切り下げ。

なお、市況の悪化等により、想定を超える販売量の減少や販売価格の下落が生じた場合、滯留を判定する期間や切り下げ割合が、収益性の低下の事実を適切に反映しない可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

11,416,521千円

(2) 担保に供している資産

有形固定資産 投資有価証券

3, 157, 677千円 132, 130千円

対応債務

短期借入金長期借入金

610,000千円

2,177,737千円

(1年内に返済期限到来分を含む。)

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当	座貸越極度	額	400,000千円
借	入 実 行 残	高	一千円
差	引	額	400,000千円

(4) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行ない、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行なった年月日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

2000年3月31日

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布 政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産 税評価額(2000年1月1日基準日)に基づいて、合理 的な調整を行なって算出しております。

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 224,856千円 1,625,695千円

同法律第10条に定める再評価を行なった事業用土地の 当事業年度末における時価の合計額が、当該事業用土 地の再評価後の帳簿価額の合計額より488,354千円下 回っております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	2, 632, 960	_	_	2, 632, 960

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	60, 370	_	_	60, 370

(3) 当事業年度中に行なった剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12, 862	5. 00	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(4) 当事業年度の末日後に行なう剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38, 588	15. 00	2023年 3月31日	2023年 6月30日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債合計

繰延税金負債の純額

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	88,068千円
賞与引当金	22, 615
退職給付引当金	18, 802
棚卸資産	33, 567
減価償却費超過額	13, 984
減損損失	24, 557
投資有価証券評価損	18, 667
資産除去債務	15, 438
その他	12, 282
繰延税金資産小計	247, 983
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△88, 068
将来減算一時金差異等の合計に係る評価性引当額	$\triangle 159,915$
評価性引当額(注1)	△247, 983
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△107,670千円
資産除去債務	<u>△65</u>

(注) 1. 評価性引当額が28,070千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の使用によるものであります。

△107, 735

107, 735

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	_	_	_	_	_	88, 068	88,068千円
評価性引当額	_	-				△88, 068	△88,068 ″
繰延税金資産	_	_	_	_	_	_	_

⁽a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、射出成形機、集成用ロボットについては、リース契約により使用しております。

- 9. 金融商品に関する注記
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。 当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうと 共に、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を 有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金と未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。 変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画 を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注3)をご参照ください。)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	696, 316	696, 316	_
② 長期借入金 (※2)	(2, 577, 737)	(2, 554, 790)	△22, 947
③ リース債務 (※2)	(410, 883)	(406, 822)	△4, 061

- (※1) 負債に計上されているものについては、() で示しています。
- (※2) 長期借入金及びリース債務には1年以内返済予定の金額を含んでおります。
- (注1)「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「役員及び従業員に対する短期債務」「設備関係支払手形」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 有価証券取引に関する事項

① 投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	289, 702	644, 984	355, 281
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	53, 595	51, 332	△2, 262
合 計		343, 297	696, 316	353, 018

(注3) 市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	35, 016

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(注4) 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	727, 297	668, 952	458, 430	277, 075	129, 162	316, 820
リース債務	96, 825	74, 245	71, 054	69, 461	52, 739	46, 556

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分		時	西			
卢 次	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券	696, 316	_	_	696, 316		
資産計	696, 316	_	_	696, 316		

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価				
区分	レベル1	レベル2	レベル 3	合計	
長期借入金(※)	_	2, 554, 790	_	2, 554, 790	
リース債務 (※)	_	406, 822	_	406, 822	
負債計	_	2, 961, 612	_	2, 961, 612	

^(※) 長期借入金及びリース債務には1年以内返済予定の金額を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、 割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、主に埼玉県に賃貸用の店舗及び遊休不動産(いずれも土地を含む)を有しております。 2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は27,455千円(賃貸収益は営業外収益に、 賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び 当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:千円)

巨八		決算日における時価		
区分	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	次 身 口 に わり の 时 川
賃貸不動産	488, 501	△5, 218	483, 282	549, 539
遊休不動産	0	_	0	7

- (注)1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2 賃貸不動産の減少は当事業年度における減価償却費であります。
 - 3 時価の算定方法 主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行なったものを含む。)であります。
- 11. 持分法損益等に関する注記 該当事項はありません。
- 12. 関連当事者との取引に関する注記 該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		報告セク	ブメント		7 10 11 11	合計
	自動車用部品	自社製品	賃貸不動産	計	その他	
売上高						
一時点で移転される財	4, 280, 602	424, 089	-	4, 704, 692	_	4, 704, 692
一定の期間にわたり 移転される財	282, 979	33, 692	-	316, 672	_	316, 672
顧客との契約から 生じる収益	4, 563, 582	457, 782	_	5, 021, 364	_	5, 021, 364
自動車部品	4, 563, 582	_	_	4, 563, 582	_	4, 563, 582
電子機器	_	171, 559	_	171, 559	_	171, 559
駐輪	_	286, 223	-	286, 223	_	286, 223
外部顧客への売上高	4, 563, 582	457, 782	_	5, 021, 364	_	5, 021, 364
セグメント利益	170, 020	7, 881	27, 455	205, 357	_	205, 357

- (注) 1.「賃貸不動産」については、収益及び費用とも営業外で処理しております。
 - 2. 「セグメント利益」の合計額は、経常利益を表示しております。
- (2) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 残存履行義務に配分した取引価格

下記以外の取引については当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の 便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生 じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当該履行義務は金型の維持管理に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	(1124 • 1147
	当事業年度
1年以内	153, 477
1年超2年以内	6, 756
合 計	160, 234

- 14. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額
 - (2) 1株当たり当期純利益

1,010円59銭 71円87銭

15. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行ない、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月29日開催予定の当社第90回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することと致しました。

記

1. 本制度の導入目的等

(1)本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。) が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意 欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導 入するものです。

(2)本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件と致します。なお、2015年6月26日開催の当社第82回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は月額7,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案致しまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する取締役に対する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営 業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合 は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締 役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3) に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2)譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数12,500株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合が行なわれた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3)譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任または退職する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の如分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

②譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初 に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地 位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、 本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始 日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員 のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び 譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式 交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当 該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会) で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来 するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い 譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位から も退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日 から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、 当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、 同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

16. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023 年 5 月 19 Н

株式会社リード 取締役会御中

Moore みらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 智 公認会計士 吉 村 眀 業務執行社員 指定社員 公認会計士 松 本 淳 業務執行社員

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リードの2022年 4月1日から2023年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書 類等」という。) について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業

会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要 な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査 を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人 の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業や で、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の 記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容 の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておら

当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過 程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との 間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他 の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断し た場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、 及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容につい て報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

香 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第90期事業年度における 取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき、以下のとおり報 告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する 取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システ ム) について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告 を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施 しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の 分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な 会議等の意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な 書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務の執行状況、並びに会社の業務及 び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及 び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要 に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる ことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に 関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備してい る旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明 細書について検討致しました。

監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示し ているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大 な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。ま た、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行 についても、指摘すべき事項は認められません。 (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社リード 監査等委員会

中 溏 貴 (EII) 常勤監査等委員 田

隆 監查等委員 西 田 政 (EII)

監査等委員齊 勝 則 藤 (EII)

(注) 常勤監査等委員田中清貴、監査等委員西田政隆及び齋藤勝則は、会社法第2条第 15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 H.

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第90期の株主配当金につきましては、今後の事業展開に見合った財務体質の強化を図りつつ、株主の皆様に安定的な配当を実施できるよう内部留保にも留意し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及び総額 当社普通株式1株につき金15円 総額38,588,850円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

駐輪事業部門の業容拡大のため、電動キックボード関連の事業を事業目的に追加するものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的	第2条 当会社は次の事業を営むことを目的
とする。	とする。
1.~11. <条文省略>	1.~11. <現行どおり>
<新設>	12. 電動キックボード、同給電スタンドの製
	造および購入ならびに販売。電動キック
	ボード用駐車設備の製造および設置工事
12. <条文省略>	<u>13.</u> <現行どおり>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(5名)が任期満了となりますので、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするものであります。

っ。 監査等委員会は、各候補者の資質及び当事業年度(第90期事業年度)の業績・業務執行状況等を評価 したうえで、当社の取締役として相当であると判断しております。 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	岩 崎 元 治 (1980年8月3日生)	2008年1月 2011年5月 2012年6月 2013年1月 2014年4月 2018年6月 2021年6月	当社に入社 当社執行役員技術部長 当社取締役補用品部長 当社常務取締役自動車部品事業部事業 部長 当社代表取締役社長 同 LB事業部担当 当社代表取締役社長 現在に至る	303, 403株
2	禁 谷 節 美 (1960年3月10日生)	1982年4月 2008年6月 2013年1月 2014年4月 2017年4月 2018年6月 2021年6月	当社に入社 当社取締役営業部長 当社取締役自動車部品事業部副事業部 長 当社常務取締役自動車部品事業部事業 部長、営業部・技術部担当 当社常務取締役自動車部品事業部事業 部長、営業部・総務部担当 当社常務取締役自動車部品事業部事業 部長、営業課・品質保証課担当 当社常務取締役自動車部品事業部事業 部長、営業課・品質保証課担当 当社常務取締役自動車部品事業部事業 部長、営業課・品質保証課担当 当社常務取締役自動車部品事業部事業 部長、営業課・品質保証部担当	10, 100株
3	芝 崎 茂 治 (1956年4月27日生)	1979年4月 2005年4月 2009年4月 2013年1月 2014年4月 2016年6月 2017年4月 2018年6月	当社に入社 当社生産技術部長 当社品質保証部長 当社自動車部品事業部製造部長 当社執行役員自動車部品事業部副事業 部長 当社取締役自動車部品事業部副事業部 長、製造部担当 当社取締役自動車部品事業部副事業部 長、製造部担当 当社取締役自動車部品事業部副事業部 長、製造部担当 現在に至る	9, 200株
4	血 ロ 英 美 (1960年3月25日生)	1978年4月 2002年4月 2003年11月 2017年4月 2019年7月 2021年6月	保持工銀行(現㈱埼玉りそな銀行)入社 (㈱坊玉銀行(現㈱埼玉りそな銀行)入社 (㈱大昭自動車入社 当社に入社 当社総務部長 当社執行役員総務部長 当社取締役総務部長 現在に至る	2, 500株

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	章 堂 光 弘 (1964年2月1日生)	1986年4月 当社に入社 2006年4月 当社製造部副部長 2013年1月 当社自動車部品事業部営業部副部長 2016年4月 当社LB事業部電子営業部長 2018年5月 当社執行役員LB事業部事業部長 2021年6月 当社取締役LB事業部事業部長 現在に至る	5, 500株

- (注) 1 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2 各候補者においては、当社が締結している役員等賠償責任保険契約の被保険者であります。 当社が締結している会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の内容の概要は次のとおりです。
 - (ア)補償地域は全世界、保険期間は2023年3月15日から2024年3月15日です。
 - (イ)補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
 - ・会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に 株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法 律上の損害賠償金、訴訟費用)を補償対象としております。
 - その他、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある 状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も 補償対象としております。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員(3名)が任期満了となりますので、監査等 委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	た なか きょ たか 田 中 清 貴 (1959年6月6日生)	2010年1月㈱埼玉りそな銀行 川口支店 支店長2012年4月りそな保証㈱ 保証第三部担当部長2014年4月りそな保証㈱ 執行役員2017年4月りそな保証㈱ 常勤監査役2019年4月りそな保証㈱ 顧問2019年6月当社常勤監査等委員である取締役現在に至る	1,600株
2	西田政隆 (1955年12月8日生)	1996年5月 西田経理事務所 所長 2008年7月 税理士法人西田経理事務所 代表社員 2010年6月 当社監査役 2015年6月 当社監査等委員である取締役 現在に至る 2020年12月 税理士法人西田経理事務所 社員 現在に至る	なし
3	齋藤勝則 (1953年4月8日生)	1996年9月 (構あさひ銀行 事務部業革マネージャー 2005年10月 大栄不動産㈱営業推進部法務担当 2011年2月 齋藤司法書士事務所 所長 現在に至る 2015年6月 当社監査等委員である取締役 現在に至る	なし

- (注) 1 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2 田中清貴氏、西田政隆氏及び齋藤勝則氏は社外取締役候補者であります。なお3氏は現在㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
 - (1)社外取締役候補者の選任理由
 - ①田中清貴氏につきましては、㈱埼玉りそな銀行の支店長及びりそな保証㈱の執行役員・常 勤監査役の経歴から客観的中立的な立場から経営監視及び経営の意思決定において妥当性・ 適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ②西田政隆氏につきましては、当社の社外監査役を5年間(監査等委員である取締役に就任前)務め、また、税理士及び行政書士の資格を有し、税理士事務所の代表社員を歴任するなどの経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③齋藤勝則氏につきましては、行政書士及び司法書士の資格を有し、㈱あさひ銀行及び大栄 不動産㈱勤務や司法書士事務所所長の経歴から客観的中立的な立場からの経営監視及び経営 の意思決定において妥当性・適正性の見地から社外取締役の職務を適切に遂行できるものと 判断しております。
 - ※上記3氏の社外取締役の期待される役割について
 - 3氏には、上記それぞれの経験を活かし、当社において、経営効率向上のための助言や経営全般の監督機能、利益相反の監督機能を果たしていただくことを期待しております。
 - (2)各候補者が監査等委員である取締役に就任してからの年数 田中清貴氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4 年、西田政隆氏及び齋藤勝則氏が監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終 結の時をもって8年であります。
 - (3)責任限定契約の内容の概要
 - 当社は、田中清貴氏、西田政隆氏、齋藤勝則氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。 当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額となり

当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額となります。

- 3 各候補者においては、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者であります。 当社が締結している会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険(D&O保険)の内容の概要は次のとおりです。
- (ア)補償地域は全世界、保険期間は2023年3月15日から2024年3月15日です。
- (イ)補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
 - ・会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株 主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上 の損害賠償金、訴訟費用)を補償対象としております。
 - ・その他、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査 等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
デ 井 力 (1954年7月3日生)	1977年4月 ㈱埼玉銀行(現㈱埼玉りそな銀行)に入社 1994年4月	まなし なし

- (注) 1 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2 当社は、三井力氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する額としております。
 - 3 当社は、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社 との間で締結しております。三井力氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、 同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当社が締結している役 員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。
 - (ア)補償地域は全世界、保険期間は2023年3月15日から2024年3月15日です。
 - (イ)補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。
 - ・会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株 主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上 の損害賠償金、訴訟費用)を補償対象としております。
 - ・その他、現に損害賠償請求がなされなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制 限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2015年6月26日開催の当社第82回定時株主総会において、月額7,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てることと致したいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案致しまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内として設定致したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.49%程度(10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行方は、治がは対した場合における発行済株式総数に占める割合は4.86%程度)と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告9頁に記載の「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項」につき、10頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名であり、第3号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに 先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な 金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数12,500株を、各事業年度において割り当てる 譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合が行なわれた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。 (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任または退職する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合(当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。)であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任または退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

DJ E

定時株主総会会場ご案内図

